

教委總第3082号  
平成26年12月22日

大阪府議会  
教育常任委員会  
委員各位

大阪府教育委員会事務局  
教育総務企画課長

平成26年12月教育委員会会議の概要について（報告）

平素は、本府教育行政の推進にご支援を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、本日開催されました教育委員会会議の概要について、別紙のとおりご報告します。  
また、本日の会議資料のうち、議題6「南河内地域における中高一貫校の設置について」の資料及び本日の教育委員会会議終了後の教育委員長囲み取材概要も添付しております。よろしくお願ひいたします。

連絡先  
大阪府教育委員会事務局 教育総務企画課  
広報・議事グループ 幡中、平芳  
電話 06-6941-0351 (内線3475)  
06-6944-6882 (直通)

## 平成26年12月教育委員会会議の概要について<速報>

とき 平成26年12月22日（月）  
ところ 大阪府公館大サロン

### 議題1 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

【趣旨】地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成26年9月定例府議会に提出された次の議案（平成26年12月4日追加提出分）について、本来であれば、教育委員会の議決により意見を決定すべきものである。  
しかし、知事への回答期限が短く、教育委員会会議を開催するまがなかつたことから、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する件である。

#### ○予算案

1 平成26年度大阪府一般会計補正予算（第4号）の件（教育委員会関係分）

#### ○事件議決案

1 指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）

#### ○条例案

1 職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件

2 職員の育児休業等に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例一部改正の件

3 職員の給与に関する条例等一部改正の件

【採決の結果】原案どおり承認した。

### 議題2 知事からの意見聴取について

【趣旨】地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成26年9月定例府議会に追加提出される次の議案については、異議がないものと決定する件である。

#### ○条例案

大阪府教育委員会の教育長の給与等に関する条例一部改正の件

【採決の結果】原案どおり決定した。

### 議題3 府立学校技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について

【趣旨】府立学校技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について、行政職給料表の改定率に準じ、決定する件である。

ただし、行政職給料表の改定は、平成 26 年 9 月定例府議会に上程中の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例により行われることから、同条例が原案通り可決された場合に、本規則の改正を行うものとする。

【採決の結果】原案どおり決定した。

**議題 4 平成 27 年度「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」について**

【趣 旨】平成 27 年度府立学校に対する指示事項及び平成 27 年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項の取組みの重点を決定する件である。  
なお、取組みの重点以外の内容については、今回決定する取組みの重点を踏まえた上で、1 月の委員会会議において決定を行う予定である。

【採決の結果】原案どおり決定した。

**議題 5 府立箕面高等学校の学科改編について**

【趣 旨】平成 28 年度より、府立箕面高等学校の学科について、改編することを決定する件である。

【採決の結果】原案どおり決定した。

**議題 6 南河内地域における中高一貫校の設置について**

【趣 旨】南河内地域における中高一貫校の設置について、決定する件である。

【採決の結果】原案どおり決定した。

**報告事項 1 「教職員の評価・育成システム」の改定について**

【趣 旨】平成 27 年度から、「教職員の評価・育成システム」を改定するに当たり、委員会に意見を求める件である。

議題 6 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 3 号))

南河内地域における中高一貫校の設置について

南河内地域における中高一貫校の設置について、別紙のとおり決定する。

平成 26 年 12 月 22 日

大阪府教育委員会

## 南河内地域における中高一貫校の設置について

平成 26 年 6 月 20 日の教育委員会会議において、南河内地域における中高一貫校設置に向けて検討を進めるなどを報告した。その後、府教委事務局の職員及び府立富田林高等学校の教職員により検討を進めてきたところであるが、以下のとおり、中高一貫校の設置を行うこととする。

### 1. 教育理念

「南河内の誇りを胸に抱き、世界とつながり、活躍できる人材」の育成をめざす。

- 《育みたい力》 …
- a) グローバルな視野とコミュニケーション力
  - b) 論理的思考力と課題発見・解決能力
  - c) 社会貢献意識と地域愛

### 2. 設置形態及び学校規模

学校教育法第 71 条に規定する「同一の設置者が設置する中学校及び高等学校」（府立富田林高等学校に府立中学校を併設し、併設型中高一貫校として運営する）とする。

1 学年の規模として、中学校 3 クラス、高校 6 クラス（富田林中高一貫校の中学校からの 3 クラス分 + 高校からの入学生 3 クラス分）とする。

### 3. 中学校の設置場所

府立富田林高等学校の校地内（富田林市谷川町 4-30）

### 4. 中学校の通学区域

府内で 1 校の府立中学校となることから、通学区域は大阪府内全域とする。

なお、通学に当たっては、自宅からの通学を基本とする。

### 5. 中学校の入学者選抜方法

適性検査等の結果を資料とし、6 年間の中高一貫で学ぶ意欲や適性等が十分にあるかを総合的に判断する。  
(選抜方法の詳細については今後検討)

### 6. 設置・改編時期

教育課程の編成、教員の配置、施設・設備等の整備スケジュールや、児童・保護者等へ周知する期間などを考慮し、平成 29 年 4 月に中高一貫校としてスタートすることを目標に作業を進める。

## 7. 具体的な教育活動の特徴

### a) グローバルな視野とコミュニケーション力の育成

- i) 「読む・書く・聞く・話す」の4技能を統合した英語教育の実施（特に、英語で発信する力を育成）

【英語における取組み例】

○TOEFL iBT 対策の学校設定科目を必修科目として設置 〈高〉

○洋書を活用して多くの英語表現に触れる（通常の授業を補完して発展的に英語力を高める） 〈中高〉

- ii) 各教科、総合的な学習の時間において研究発表やプレゼンテーションを実施

【国語における取組み例】

○知的書評合戦（ピブリオバトル）の実施

【理科における取組み例】

○少人数グループでの「仮説⇒実験⇒考察⇒検証」サイクルによる検討後、グループ発表を実施。

【社会科における取組み例】

○日本の歴史・文化を理解し、それについて語る力を育成する。

○歴史・地理・公民について調査・実習（フィールドワーク等）を実施し、グループディスカッション・発表を実施。

【総合的な学習の時間における取組み例】

○文化や自然に恵まれた南河内地域をフィールドとする探究学習を通じて地域への絆りを育てる。

また、その内容は、地域等への発信・提言の機会を兼ね、外部の評価を実施し、社会への貢献意識を育てる。

（中学卒業時には卒業研究発表、高校2年時にはプレゼンテーション大会を実施）

### b) 論理的思考力と課題発見・解決能力の育成

- i) 科学的な姿勢や思考力を育成する理数教育の実施

【数学における取組み例】

○中学校卒業までに高校1年の範囲の一部を学習し、高校2年終了までに高校の全範囲の学習を終える。

○日本数学オリンピックへの参加（全国大会出場を目指す）

【理科における取組み例】

○少人数グループでの「仮説⇒実験⇒考察⇒検証」サイクルによる授業を実施し、科学的な手続きに基づいた論理的な思考力を育成する。 〈再掲〉

○大学の研究室や先進科学の研究施設を見学するなど、本物に触れる機会を設け、驚きと感動によって知的好奇心、学習意欲を高める。

○全国物理コンテスト、化学グランプリ、日本生物学オリンピック、日本地学オリンピック等のコンテストへの出場。（いずれかのコンテストで全国大会に出場することが目標）

- ii) 正確な読み解き力、論理的な文章を書く力を育成する国語教育の実施

【国語における取組み例】

○評論文の要約、意見文の作成等の添削や個別指導の実施。

○大学生催の小論文コンテストや読書甲子園に取り組む。

○知的書評合戦（ピブリオバトル）の実施 〈再掲〉

### c) 社会貢献意識と地域愛の育成

- i) 日本の歴史・文化を理解するとともに、それらについて語ることのできる力を育成する社会科教育の実施

【社会科における取組み例】

- 日本の歴史・文化を理解し、それについて語る力を育成する。 〈再掲〉
- 歴史・地理・公民について調査・実習（フィールドワーク等）を実施し、グループディスカッション・発表を実施。 〈再掲〉

- ii) 学校の教育活動全体を通じて道徳性、倫理観、異文化理解力を養うとともに、それを基盤として、「総合的な学習の時間」の実施等を通じて社会貢献意識や地域愛を育成する。

【総合的な学習の時間等における取組み例】

- 文化や自然に恵まれた南河内地域をフィールドとする探究学習を通じて地域への誇りを育てる。  
また、その内容は、地域等への発信・提言の機会を兼ね、外部の評価を実施し、社会への貢献意識を育てる。  
(中学卒業時には卒業研究発表、高校2年時にはプレゼンテーション大会を実施) 〈再掲〉
- ボランティア活動に参加し、社会貢献の意味と自己の適性を考える。
- 中学校では「道徳」の授業を活用し、高校では中学校の道徳教育の内容を踏まえつつ、総合的な学習の時間やその他の教育活動の中で、道徳性、倫理観、異文化理解力を高める実践をする。

## 8. 今後の主なスケジュール

### 平成 26 年度

- ・6年間の学習指導計画案、施設整備について検討

### 平成 27 年度～平成 28 年度

- ・6年間の教育課程、シラバスの検討
- ・広報活動
- ・改修工事
- ・必要備品・必要図書等の購入
- ・教科書の選定、採択
- ・中学校の入学者選抜の準備及び実施 等

### 平成 29 年 4 月

- ・中高一貫校としてスタート

## 教育委員長囲み取材

平成26年12月22日（月）11：40頃

場所：大阪府公館大サロン前

(Q：記者、A：陰山委員長)

Q：会議の中でありましたが、第三者委員会の調査の中で立川先生に関する調査報告が上がってきたと。

A：そうです。

Q：いつ頃ですか。

A：わりと直近ですね。ちょっと日にちまで申し上げにくいけど。

Q：立川さんが指摘された威圧的発言、いわゆる発言内容について、どういう風な評価がなされたのでしょうか。

A：それについては一切お話しすることはできません。現在他の案件についての調査継続中ですので、私達の方から直接そのことについてコメントすることは避けたいと思っております。

Q：一部の新聞に、罷免要求を出す、目立ちたいだけでしょう、知事が任命したのだから裏切り行為はできない、といった発言が実際にあった、確認されたという報道がされているのですが、それについてはどうでしょうか。

A：一切関知していません。何でという感じですね。どこかから調査内容が漏れたということではないと思っております。

Q：事実と違うということですか。

A：それもこれも全部ひっくるめて申し上げることはないです。内容については言いましたように、ただ、まず1番にご理解いただきたいのは、私達が1番考えていたのは、教育委員会の活動というものが基本的に教育行政を遅滞なくすることであり、11月の段階では、立川委員の方から依頼のあった第三者委員会等のことについて、まだちょっと漠然とした状態だったので非常に教育委員会会議が正常化しにくい中で本当にイレギュラーな形ではありましたけれども、ああやって案件を進めなければいけなかつたと。ただ12月に関しましては、立川委員の方から要望のあった案件につきましては調査がなされ、それが終了し報告書がとりあえず届いている状態ですので、これをもって通常の教育委員会活動をしていきたいと、教育長さんにも立川さんにも、了承していただいて今日の会議になったという。私たちとしてはとにかくプライオリティの1番は教育委員会会議の正常化であると思っておりましたので、その観点で今日こういう形になりました。

Q：それは、陰山さんが報告書の中身を見られて、中原さんを含めた現体制の5人のメンバーで今日会議を開くことが適切であると、これからもやっていけると判断されたということでおろしいですか。

A : いやだから、その内容と私たちの行動はリンクしていません。

Q : もう一回確認ですけど、その威圧的な発言の一部を認めるというわけではないということですか。その威圧的な発言があったということを調査が終わって認めたということを教育委員会の方から言うということはない。

A : 内容に関しては一切ありません。そういう威圧的発言があったということは書かれていたか、書かれていなかったということもひっくるめて一切そのことについてはお話しする段階ではないということです。

Q : いつになら話せるのですか。

A : これはですね、やっぱり第三者委員会の2項目、3項目の調査を見定めながら、一体的に考えて最終的な評価をしようといつてましたので、そういう所の目途がつく段階としか言い様がないんですけど。

Q : 先日の議会では小河先生が2月中旬を目途に報告書をまとめたいと。

A : それは後のスケジュールを考えたときに、それぐらいの時期には何かしなきゃいけないでしょうという認識です。

Q : 教育委員の先生方には中原さん、立川さんを含めて報告書の内容を報告されたのでしょうか。説明されたのでしょうか。

A :もちろんしています。元々三者の方で小河、陰山、それから井上の三者でスタートしておりますので、この三者では共有しておりますけども、それ以外ではありません。

Q : もともと教育長との信頼関係が崩れているということで、この調査があって、それで今日その報告書を受けたことで、一定の条件が整ったということで、また会議を通常通り開会するということだったのですが、それはその信頼関係という問題からすると内容を読んだ上での判断なのかなという風に思ったのですけど。

A : 第三者委員会が最終的な評価の資料を出されますので、それまでは、教育長と信頼関係云々については保留状態。とりあえずそのことは、保留した上で肃々と進めていかなければならぬ。

Q : 立川委員の件で報告書が出たことで一つその区切りになったという感じですかね。その評価に関する。

A : 段階という意味です。内容ではありません。

※ 本メモは情報提供のためのもので速報性を重視し、正確性を欠いていますのでご了承ください。